

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

2026 年度事業計画

目 次

1. 調査研究事業	…… 2
2. 建築物衛生法関連事業	…… 3～ 4
3. 普及啓発事業	…… 4～ 7
4. キャンペーン事業	…… 7
5. 教育・資格事業	…… 8～10
6. 伝達媒体運営事業	……11～12
7. 会員支援事業	……12～14

1. 調査研究事業

1-1. 建築物における保全上の問題・課題調査

○事業趣旨

建築物躯体や設備機器が劇的に進化する中で、顧客から求められる保全の形、及び技術者に求められる技能等の変化にビルメンテナンス事業者が適切に対応できるよう実態と課題の把握に努めるとともに、その解決に必要な情報・データ等の把握と整理、活用検討を行う。

○事業計画

1) 顧客ニーズを踏まえた施設保全のあり方研究

多様化・複雑化する顧客ニーズを満たす施設保全と、それを提供できるビルメンテナンスの姿を見出すため、全国協会版「維持管理業務の標準」策定に向けた検討を行う。策定された標準は、新たなビル設備管理技能検定試験への反映、国土交通省「建築保全業務積算要領」技術者区分への資格反映のエビデンス、維持管理・運用 BIM 普及などに活用する。

2) 保全業務労務単価の適切な設定の検討

国土交通省が毎年公表する「建築保全業務労務単価」が実勢に鑑みた適切な設定となるよう、同省が単価設定の根拠として実施する調査に対し、会員が適切に回答できるよう解説を含めて回答促進を継続して行う。

3) ビル設備管理技能検定の価値向上

ビル設備管理技能検定の価値向上を目的として、国土交通省「建築保全業務積算要領」の技術者区分に同技能士を反映させる働きかけを継続して行う。また次回（令和 10 年版）の改定検討が令和 8 年度より開始されることから、国土交通省および建築保全センターに設置される検討会への委員派遣を、「事業 3-3-2) 建築業務共通仕様書・積算要領の改訂」と足並みを揃えて実施する。

4) 維持管理・運用 BIM への対応検討

国が強力に推進する維持管理・運用 BIM に、業界が適切に対応・活用できるよう、保全情報 DB の拡張やプロパティの定義・整理を進めるとともに、維持管理・運用 BIM 作成・更新に関する資格制度のあり方などを検討する。また前年度に完成させたビルメンテナンス会館の BIM モデルを活用し、研究成果等を視覚的に伝えながら普及を行う。

1-2. ビルメンテナンス教育プログラムの設計構築

○事業趣旨

業界の持続発展に資する新しい教育機関の設立に向け、教育体系を設計・検証するために必要な調査・研究を行うとともに、実現可能な教育プログラムの全体設計を試みる。なお、本事業は（一財）建築物管理訓練センターとの共同研究事業として行う。

○事業計画

1) 教育プログラムの全体設計

2025 年度に実施したトライアルセミナーにおけるアンケート結果を分析し、その知見を基に教育プログラムの全体設計を推進する。

2) セミナーの企画・実施

業界に必要な教育を検討し、具体的な対象や方式を定め、セミナーを開催する。

2. 建築物衛生法関連事業

2-1. 従事者研修の実施

○事業趣旨

建築物衛生法事業登録制度の指定団体として、登録事業者が行う従事者研修への教材等の提供を行い、登録事業者の技術レベルの維持を図る。

○事業計画

1) 従事者研修等の実施

企業講師研修（清掃作業従事者研修指導者講習会）を年 40 回実施する。

2) 講師の育成

清掃作業の企業講師研修及び従事者研修の講師育成は、電子媒体を活用した情報の提供を行い指導水準の向上を図る。また防除作業従事者研修の講師育成は害虫防除業中央協議会にて講師講習会を実施するとともに、他の中央協議会については関係団体と必要に応じて協議を行う。

3) 教材の充実化

従事者研修のテキスト類及び研修用パワーポイントについて、適宜、内容を更新し、地区協会に提供する。

4) 地区協会の開催支援

登録機関として登録している地区協会に対し、登録更新手続などの業務支援を行うとともに、全国的研修水準の確保に関する支援を行う。

2-2. 監督者講習の実施

○事業趣旨

建築物衛生法事業登録制度の人的要件である監督者等について、実務に活かせる活躍ができる資格者とするため講習等を実施し、登録事業者の技術レベルの向上を図る。

○事業計画

1) 清掃作業監督者講習（新規・再）の実施

同講習会の厚生労働大臣登録機関として、毎月（年 12 回）オンライン申請を受け付け、オンライン講習として実施する。

2) 清掃作業監督者講習用等登録機関の更新準備

2027 年 6 月 1 日に登録機関の更新があることから、更新に向け準備を行い、更新申請を行う。

またカリキュラムやテキストの改訂の検討を行い、2027 年 4 月に完成させる。テキストの完成に併せ、必要に応じて講義ビデオの撮り直し等を行う。

2-3. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の強化

○事業趣旨

すべての国民に衛生的で安全な建築物環境を提供するため、建築物衛生法に規定される「建築物環境衛生管理基準」に従った適切な維持管理を実施できる「登録事業者の活用を促進するアプローチ」から、法の強化等に向けた取り組みを行う。

○事業計画

1) 建築物衛生法の強化に向けた検討

資質向上に努力している登録事業者が評価され、優位的かつ適正に活躍できる状態をつくることを前提とした法制度面の強化を継続して検討・推進する。検討した成果や把握した情報・データ等はビルメンテナンス議員連盟や自由民主党と勉強会等を通じて共有し、法制度強化の実現に向けた協働体制を強化する。

3. 普及啓発事業

3-1. エコチューニングの推進

○事業趣旨

脱炭素という社会ニーズに応えること及び脱炭素に貢献する建築物の価値を高めることを目的に、環境省から事務局選定を受けたエコチューニング制度を運営するとともに、エコチューニングの普及活動を推進する。また会員の脱炭素社会への貢献を支援するため、関連する最新技術や社会情勢等の情報を提供する。

○事業計画

1) エコチューニング制度の推進

①技術者資格認定の実施

第一種、第二種エコチューニング技術者資格講習会を年1回、また5か年の資格有効期限を迎える技術者に対する資格の更新講習を年2回、オンライン講習で実施する。

②事業者認定の実施

エコチューニング事業者認定（新規・更新）を6月、12月の年2回実施する。認定事業者の増加を目指し、要件を満たす事業者及び更新対象となる事業者に、登録メリットを明確にした認定取得のアプローチを行う。

③制度の見直し検討

技術者資格認定、事業者認定共に改めて開催内容や形式、時期の見直しを行う。また、技術者資格講習会に関しては現代の省エネ技術に即した知識を付与できるようにカリキュラムの見直し、それに伴うテキストの改訂を検討し、2027年度からの実装に向け準備を進める。

2) 制度の普及・啓発

①認定事業者への支援

脱炭素や省エネルギー等に関する社会情勢や最新技術、エコチューニング・ビジネスの成功事例やノウハウ等の情報収集および提供を継続する。

②発注者への制度導入推進・支援

国や地方自治体等に対しては、環境配慮契約法基本方針（エコチューニング等を活用した運用改善）に基づいた導入推進を、民間に対しては、エネルギー価格高騰対策や市場動向を踏まえたエコチューニングの有益性を中心とした導入推進を行う。

③環境配慮契約法・グリーン購入法の戦略的活用

継続して国や地方自治体等に対し、環境配慮契約法基本方針とエコチューニングを紐づけながらプロモーションを実施する。環境省が行う法規制等の見直しなどへの協力を継続する。

3-2. 発注者に対する情報提供及び関係性の強化

○事業趣旨

発注者から全国協会の信用・存在感の獲得するため、発注者の顕在・潜在ニーズを把握し、これに応える情報提供を行う。

○事業計画

1) 発注者に向けた利用促進

発注者側団体等とのパイプの強化のため、関連団体等が運営するメディアやイベント等を必要に応じて活用し、発注者との接点の強化を目指す。

3-3. 適正な発注事務の普及

○事業趣旨

官公庁発注者の視点で、公共建築物の適切な維持管理に必要な情報（主にメンテナンス品質）の提供を行う。これを通じて、官公庁発注者が市民の資産である公共建築物の品質向上に適した保全が行えるようにするとともに、官公庁発注者と全国協会とのリレーションシップ強化を目指す。

○事業計画

1) 官公庁発注者への適正な発注事務の普及

官公庁発注者に対し、厚生労働省「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や国土交通省「建築保全業務共通仕様書・積算要領」、また「経済財政運営と改革の基本方針 2025」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」に準じた適正な公共調達が行われるための情報提供として、「保全業務マネジメントセミナー」のオンデマンド配信を継続して実施する。

2) 建築保全業務共通仕様書・積算要領の改訂

国土交通省「建築保全業務共通仕様書・積算要領」の改定（令和 10 年版）検討が令和 8 年度から開始されることから、国土交通省が設置する検討会並びに（一財）建築保全センターが設置する検討会に委員を派遣し協力する。

3) 構造的賃上げに向けた価格転嫁交渉の推進

前年度に改定した「ビルメンテナンス業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」等を活用し、構造的な賃上げの実現に向けて国等が推進する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉」に主体的に臨む会員の支援を継続して行う。同時に会員の価格交渉実態を把握し、必要に応じてフォローアップを行う。

3-4. 医療関連サービスマーク制度への協力

○事業趣旨

医療関連サービスマーク制度を運営する（一財）医療関連サービス振興会に協力し、同マークを普及させる。

○事業計画

1) サービスマークの受付事務

医療関連サービス振興会より、申請受付、書類改善指導事務（6 月、10 月、2 月）を受託する。

2) 医療施設発注者へのサービスマークの普及

本制度の活用を促進するため、事業「5-5. 病院清掃受託責任者講習の実施」と連携して、全国約 8,000 の病院施設に対する制度保有者（企業）の必要性や積極採用を促す活動（セミナー等）を行い、認定企業活用の促進に繋げる。

3) サービスマーク認定取得の促進

サービスマーク申請書類の作成方法及び実地調査への対応方法についてのオンラインセミナーの収録動画をホームページにて公開し、サービスマークの認定取得を促進する。

3-5. ビルメンテナンスの国際的組織への参画

○事業趣旨

海外のビルメンテナンス事業者との国際交流推進を目的として、国際的組織に参画する。

○事業計画

1) アジアビルメンテナンス連盟（アジアビルメンテナンス大会）への参画

①理事会の開催

7月29日に広島で開催される全国会員大会に合わせて、アジアビルメンテナンス連盟の理事会を開催する。

②大会の開催

理事会と同様に、広島で第9回アジアビルメンテナンス大会を開催する。

③加盟国との連携

韓国、台湾、上海の各協会と引き続き連携し、友好関係の維持に努める。

3-6. 適切な建築物保全に関する普及啓発

○事業趣旨

建築物利用者・居住者の安全確保等に資する情報提供を目的として、適切な建築物保全の推進に資する情報や教材を提供する。

○事業計画

1) 消防庁検討会への委員派遣

消防庁が設置する検討会に継続的に委員を派遣し、防災関連の情報を収集するとともに、必要に応じて協会の意向を伝え、建築物の安全確保に係る情報の共有を推進する。

2) 教材の提供及び活用促進

①「ビルメンテナンスの価値・未来」に係る情報発信

ビルメンテナンスを取り巻く社会情勢が激変し、ユーザーニーズが多様化が激変するなか、「ユーザー・事業者双方にとってのビルメンテナンスの価値・未来」を再定義するため、新旧プレイヤーとの対談を通じてビルメンテナンスへの認識、期待などを横断的に明らかにし、WEBや書籍等を通じて社会に広く発信する。

②「建物の仕組みと維持管理」外国語版の制作

設備管理業務において深刻化する人手不足対策として、将来的な外国人材活用に資するよう、前年度に発行した書籍「建物の仕組みと維持管理」の外国語版を制作して提供する。

③日本ビルエネルギー総合管理技術協会との協力

省エネルギー分野及び設備管理分野を中心に、両団体のもつリソースを相互的に活用し、

研究や普及啓発などの取り組みを推進する。

3-7. 障がい者就労支援に関する事業

○事業趣旨

障がいを持つ方のビルメンテナンス業への就労を支援するため、行政や関連団体等との協力関係を築きながら、一般の理解を促進するための情報発信を行う。

○事業計画

1) 全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）の開催支援

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）のビルクリーニング種目の成功に向け、同機構が委嘱する全国大会競技委員会専門部会専門委員及び技能競技補佐員を推薦する。併せて競技の運営、競技課題に関する各種支援を検討するための専門委員会を組織し、実施に向けた協力を行う。

4. キャンペーン事業

4-1. ビルメンヒューマンフェアの実施

○事業趣旨

協会事業のプロモーションを行うことを主な目的として、「ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO2026」を開催する。

○事業計画

1) ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO2026 の企画・運営

（一社）日本能率協会と共同開催により、11月18日～20日を会期として、東京ビッグサイト南展示棟で実施する。主に協会事業のプロモーションを目的として、フェアの中心イベントとなる資機材展示会に加え、講演会プログラム（セミナー）や各種行事、主催者ブースなどを通じて、全国協会が展開する各事業の目的、対象者などに適したアプローチができる企画を実施する。

4-2. ビルメンテナンスこども絵画コンクールの実施

○事業趣旨

全国規模での「ビルメンテナンス業」と「ビルメンテナンス協会」の認知とイメージ向上を目的とし、ビルメンテナンスこども絵画コンクールを実施する。

○事業計画

1) ビルメンテナンスこども絵画コンクールの実施

小学生の夏休みを募集期間として「第20回ビルメンテナンスこども絵画コンクール」を実施する。地区協会や会員とともに業界一丸となったイベントとすることとし、その一環として主体的に本事業に協働する地区協会に対し、ノウハウの提供などコンクールの取り組みへの支援を行う。

また、作品応募の簡略化による応募作品数増加、作品のデータ化による地区協会の作品管理・審査の負担軽減を目的とし、作品のオンライン応募システムにて運営を行う。

5. 教育・資格事業

5-1. ビルクリーニング技能検定の実施

○事業趣旨

厚生労働省指定試験機関として確実かつ効率的な検定運営を行う。

○事業計画

1) ビルクリーニング技能検定の実施運営

ビルクリーニング技能検定 1 級、2 級、3 級を後期（7 月下旬～8 月初旬募集、3 月発表）に実施する。また、外国人技能実習生を対象とした基礎級、随時 3 級、随時 2 級を随時実施する。

2) 事業成長の方策

①試験課題の改定検討

昨年度、技能検定見直し WG で策定した中間報告書に基づき、2028 年度の改定に向けて厚生労働省と協議を開始するとともに、試験問題及び採点表の検討を行う。

②検定委員の育成

新任の検定委員をはじめとして、検定委員の育成及び水準調整のあり方を検討する。

5-2. ビル設備管理技能検定の実施

○事業趣旨

厚生労働省指定試験機関として確実かつ効率的な検定運営を行う。

○事業計画

1) ビル設備管理技能検定の実施運営

ビル設備管理技能検定 1 級、2 級を前期（6 月募集、10 月発表）に実施する。

2) 試験課題の見直し検討

ビル設備の高度化・多様化や顧客ニーズの変化に伴い、ビル設備管理技能士に求められる技能・知識と現在の試験課題が乖離していると考えられることから、各等級の職能を明確にしたうえで試験課題の変更に向けた見直しを検討する。

5-3. ビルクリーニング分野特定技能・育成就労試験の実施

○事業趣旨

外国人労働者の在留資格「特定技能」及び「育成就労」について、ビルクリーニング分野については厚生労働省生活衛生課の管轄のもと、全国協会が制度上必要な「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」を外国及び国内にて、「ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験」を国内で実施する。また、2027 年 4 月に施行される「育成就労評価試験（初級）」の準備を行う。

○事業計画

1) ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の実施運営

Pearson の CBT システムを利用し、国内各都道府県、特定技能に関する二国間の協力覚書締結国 17 か国（テストセンターの稼働が条件）を対象として通年実施することで、受験者数及び合格者数の増加を図り、円滑な外国人材の受入に寄与する。

また全面的に試験の見直しを行い、制度所管省庁の承認を得て試行試験等を行い、今年度

中に試験問題の改訂及び学習テキスト（マンガテキスト）の全面改訂を行う。

2) ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の実施運営

東京・近畿で年に4回開催（集合形式）するほか、受験ニーズに鑑みながら、他地区においても試験を行う。

3) 育成就労制度評価試験（初級）の構築

2027年度から開始される育成就労評価試験（初級）について、学科試験問題の作成、学習テキストの制作を行うとともに、実技試験に使用する資器材等の整備を行う。

また、鉄道（車両清掃）分野に協力し、試験運営業務の一部を受託する準備を行う。

4) 事業成長の方策

①制度のPR活動の実施

育成就労制度及び特定技能制度について、国内外における受験者確保及び合格率向上に向けたPR活動を行う。

②制度の適正化

厚生労働省が設置する「ビルクリーニング分野特定技能協議会」に協力しながら、特定技能制度の適正化を図る。

5-4. 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

○事業趣旨

平成28年度に実施した制度変更（「セルフインスペクション技術者」の位置付けから「発注者による品質点検の支援者」への役割拡大）に基づき、引き続き「発注者のビルメンテナンス事業者採用の有力な要件」のひとつとなるよう、資格者の育成を行う。

○事業計画

1) 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

資格講習会を地区本部所在地の8地区で、14回開催する。

講習会では「インスペクションガイドブック」を活用し、座学をオンライン講習、実技演習（考査含む）を集合で行うことにより、実践的な講習を実施する。

2) フォローアップ講習（再講習）の実施

オンライン講習にて使用する講義動画のリニューアルを行い、必要知識の反復履修及び近年における建築物維持管理の複雑・高度化への順応や、関係法令改正等の把握など、資格者の知識や技能の更新を図る。

5-5. 病院清掃受託責任者講習の実施

○事業趣旨

医療法施行規則に基づく講習として、（一財）医療関連サービス振興会と協働しながら、本講習会をさらに発展させ、院内清掃の品質・技術のレベルアップを図る。

○事業計画

1) 病院清掃受託責任者講習の実施

昨年度同様にオンライン講習・集合教育（考査含む）の併用で実施する。また、更新忘れ（失効者）でも再講習が受講できる仕組みの構築を開始し、受講者数の継続確保に努める。

2) 受託責任者のレベル向上

日々変化する発注者ニーズ、進歩する清掃技術などに対応し、常に高品質・高い技術の院内清掃サービスが提供できるよう、カリキュラムやテキストの見直しを行う。

3) 病院清掃従事者研修の実施

病院施設における「従事者研修」をオンライン講習で実施し、全国における病院清掃従事者の知識レベルの均一化と向上に努める。

4) 事業成長の方策

病院清掃に関する諸制度（受託責任者、サービスマーク、環境感染）を取得する優位性の向上を目的に、制度保有者（企業）の必要性や積極採用を促す活動（学会参加、研究等）を行い啓発する。

5-6. 協会講師育成環境整備

○事業趣旨

業界の技術水準の維持・向上を目的として、全国協会の講師陣が高い指導水準を確保できる環境を整備する。

○事業計画

1) 講師の育成

全国協会の各講習・研修・検定事業に携わる講師等関係者を育成するプログラムを活用し、指導水準を確保する。

2) 講師確保の施策

将来にわたって試験や講習会に実施体制の持続可能性が維持できるよう、潜在的な講師や委員の人材確保の方策を立案し、実施する。

5-7. 環境感染制御業務に関する事業

○事業趣旨

社会的に大きな影響を及ぼす病原体（ウイルス、細菌等）による感染症や感染制御に関する知識等を有し、防疫上から建築物の衛生的環境の品質向上を担える人材を育成する。

○事業計画

1) 感染制御衛生管理士（ICCC）認定講習会の実施

感染症の知識を有し、感染制御が実施可能な人材を育成する講習会を、オンライン講習及び集合教育で実施する。

2) 建築物内感染対策講習の実施

医療施設以外の衛生管理業務の従事者に対しても広く感染症の基礎知識を付与することを目的とする講習会を、オンライン講習で実施する。

3) 制度の普及と活用促進

本制度の活用を促進するため、前述した「5-5. 病院清掃受託責任者講習の実施」の通り、本事業講習会を含めた関連制度と共に普及啓発を行う。

6. 伝達媒体運営事業

6-1. 情報伝達媒体の強化

○事業趣旨

世界的な DX（デジタルトランスフォーメーション）の潮流に合わせ、全国協会が保有する情報伝達媒体のデジタル化を促進する。デジタル化にあたっては、情報の受け手に合った情報が迅速・確実に届き、反応が把握できる「双方向の情報交換」として運用できるようブラッシュアップを行う。

○事業計画

1) 全国協会ウェブサイトの運用及び改善

総合情報サイト「ビルメン WEB」の運用・改善を継続して行う。提供する情報は、①協会事業の活用を促進する情報、②会員の経営・事業活動を支援する情報、③国等から発出される通知ほか業界に影響を及ぼす情報、④周辺業界を含む最新情報などを中心とし、業界内外から有益な情報が集まり、メディアを通じて提供できる仕組みを構築し、受け手側の興味と速報性を重視したコンテンツを提供する。

2) その他のデジタル媒体の運用

全国協会メールマガジンを月3回発行する。また外国人材に対しては利用者の多い Facebook を活用した情報展開や動画コンテンツの拡充など、ターゲットごとに適切なデジタルメディアの活用を推進するとともに、効果検証を行う。

3) その他のアナログ媒体の運用

デジタル媒体に不慣れな会員へのフォロー策として、簡易的なアナログ媒体「月刊ビルメン mini」を月1回発行し、デジタルコンテンツのサマリーを提供する。また全国協会から会員に直接、通知や案内類を郵便で届ける定期郵便（月2回）を運用する。

6-2. 電子書籍及び印刷物の提供

○事業趣旨

会員へのサービス充実のため、全国協会刊行物（電子書籍）を会員に無償で提供し、印刷物としての提供の求めがあった場合、オンデマンド印刷による販売を行う。また、会員からの「利用方法に関する問い合わせ」に対応するため、ビルメン WEB に利用手順を組み込むことで、会員が簡単にサービスを利用できる環境を提供し、利用促進を図る。

○事業計画

1). 電子書籍による出版物提供の推進

全国協会が発行している各種出版物（テキスト、マニュアル、ガイドライン等）について、順次電子書籍化を行う。電子化した出版物は、「ビルメン WEB」を通じて会員が無償で閲覧できる仕組みとする。また資格・講習の開催時に、会員向けサービスとして関連する電子書籍を併せて案内する。各種資格・講習の案内・申込ページや開催案内時に、当該内容に関連する電子書籍への導線を設ける。これにより、受講者（会員）が講習前の予習や講習後の復習として電子書籍を活用できる環境を整備し、利用促進を図る。

2) オンデマンド印刷による印刷物提供体制の構築

紙媒体での利用ニーズに対応するため、印刷物の注文を受け付け、オンデマンド印刷による印刷物として販売を行う。なお、定常的な需要が見込まれる一部のテキスト等については、

従来どおりの印刷・販売方式を継続する。

7. 会員支援事業

7-1. 会員限定の情報サービスの提供

○事業趣旨

会員が協会に所属することの価値の拡大、すなわち入会動機や退会抑制動機の強化を目的に、会員でなければ得られない価値あるサービスを時機に応じて開発・提供する。

○事業計画

1) WEB を通じた会員限定のサービス及び情報提供

「ビルメンWEB」を通じて、①法人として活用できる補助金・助成金情報、②会員の現場で労災防止活動に使える事例情報（名称：健康安全クリニック）、③会員の従事者のスキルアップを目的としたオンライン・ビジネススキルのオンライン研修サービス（名称：マイビズアップ）を提供する。

7-2. 会員の人手不足対策の支援

○事業趣旨

生産性向上、国内人材の確保及び処遇改善、外国人材の活用を一体的に実施することで、会員企業を中心とした人材の定着のほか、生産性向上や処遇改善を支援する。

○事業計画

1) 生産性向上、国内人材確保及び処遇改善の支援

①事業実施のための調査・研究

ビルメンテナンズ業の働き手を確実に確保するために必要な調査・原因分析を行い、解決に必要な仮説を作り、有用な事業の実施に繋げる。また清掃ロボットの活用拡大を目指し、清掃業務のサービス品質を客観的に評価する性能評価発注が行えるよう調査・研究を行い、ガイドラインの作成等を推進する。

②生産性向上に資する情報提供

清掃ロボット、DX 推進等の取り組みに係る好事例や最新情報を収集し、定期的に「ビルメンWEB」で周知・啓発を行う。また、国外の最新の2足型ロボットなど清掃業務への活用への可能性に関する情報収集を行う現地見学の機会提供を行う。収集した情報は「ビルメンWEB」で情報提供を行う。

③短時間労働者の活用支援

人材確保策の取り組みとして、スポットワーカーや短時間労働者の確保を目指し、求人募集時に活用できる業務を細分化した標準マニュアルを作成する。

2) 外国人材の活用支援

①外国人材採用の優良事例の発信

「ビルメンWEB」でビルメンテナンズ事業者による外国人材採用の優良事例の発信を行い、会員の外国人材採用・活用を支援する。

②ジョブマッチング機会の提供

外国人材・登録支援機関・会員企業のジョブマッチングの機会提供を行う。

③外国人材に向けたビルクリーニングの普及啓発

「ビルメン WEB」で外国人材に対し「ビルクリーニング紹介動画」などを通し、日本のビルクリーニングの普及啓発を行う。

7-3. 労働災害防止の指導・支援

○事業趣旨

会員の労働災害防止活動を支援し、労災保険率の引き下げを目指した活動を継続する。

○事業計画

1) 会員の労働災害防止活動の支援

「ビルメン WEB」を通じ、労働災害防止に資する動画コンテンツや記事の提供、地区協会が実施する安全衛生大会に対する情報や資料の提供を継続して実施する。

また、2025 年度に「従事者が安全・安心・健康に働ける身体づくり」をテーマに実施した「ビルメン SAFETY & HEALTH ダンス振り付けコンテスト」の最優秀作品を活用し、高齢者でも無理なく取り組める運動（ダンス）を通じて労働災害の抑制を支援する。

7-4. 各種保険の加入勧奨

○事業趣旨

会員のみが加入できる、全国ネットのスケールメリットを生かした各種保険の加入を勧奨する。

○事業計画

1) 各種保険の加入勧奨

賠償責任保険を中心に、未加入会員や他の保険に加入中の会員に対し、補償内容や保険料水準の比較、相場、年度替わり時の保険見直しなど、会員ニーズを捉えた情報提供と加入促進を継続的に実施する。

併せて、地区協会に対して団体保険制度がもたらす手数料収益等のメリットについて引き続き理解を深めるとともに、現場の声や会員ニーズを踏まえた情報共有を行い、協会全体としての取り組み強化を目指す。

また保険会社との連携を一層強化し、既存商品の改善や新たなリスクに対応した保険商品の開発についても検討を進め、会員が享受できるメリットのさらなる拡大を図る。

7-5. 第 57 回実態調査の実施

○事業趣旨

会員の経営や地区協会の運営、社会一般の利となる情報として提供するとともに、業界課題の解決に向けた協会活動におけるエビデンスの確保を目的として、すべての会員を対象とした実態調査を実施する。

○事業計画

1) 第 57 回実態調査の実施

全会員を対象とした「第 57 回実態調査」を実施し、全国協会が行う要望活動における基礎データとしての活用や、官公庁や研究機関及びマスメディアなど外部からの照会対応など、業界団体として活用するためのデータの収集・蓄積を行う。

また調査結果は「ビルメンメンテナンス情報年鑑 2026」としてまとめ、会員をはじめ社会に

広く発信する。

7-6. 海外における会員同士の交流機会（海外視察）の創出

○事業趣旨

日本のビルメンテナンス事業者に、海外における交流機会を提供するための企画を実施する。

○事業計画

1) 第3回世界ビルメンテナンス大会の実施

10月25日に、トルコ・イスタンブールにて「第3回世界ビルメンテナンス大会」を開催する。